

物価高騰等対策に関する補助金一覧

(令和8年2月24日時点)

●介護分

No	財政支援	実施主体	内容	対象施設	交付額	補助内容	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
1	福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分) ※重点支援地方交付金	福岡県	電力や食料品の物価高騰の影響を受けている県所管の介護サービス事業所等に対し、食材費や光熱費の上昇分相当額を一時金として支援するもの。 ※ 県が指定・許可、又は県に届出等をしている事業所・施設が対象。(北九州市、福岡市、久留米市に所在する事業所・施設や地域密着型サービス事業所・施設等は対象外。)	【入所系①】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護 【入所系②】 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所療養介護 【通所系】 通所介護、通所リハビリテーション 【訪問系】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	【電気高圧】 定員1名あたり12,900円 【電気低圧】 定員1名あたり12,100円 ※ 短期入所生活介護は空床利用型を除く。 【電気高圧】 定員1名あたり24,900円 【電気低圧】 定員1名あたり24,100円 ※ 短期入所療養介護は空床利用型を除く。 【電気高圧】 定員1名あたり9,200円 【電気低圧】 定員1名あたり8,100円 1事業所あたり12,600円	食材費や電気代の物価高騰の影響を受けている県所管の介護サービス事業所・施設等に対し、電気の種類に応じて一時金を支援する。 【対象期間】 電気代：令和7年7月～令和7年9月、令和8年1月～令和8年3月 食材費：令和7年12月～令和8年5月 【留意事項】 1. 定員は令和8年1月1日時点の定員とする。 2. 令和8年1月1日時点で県の指定等を受けており、申請日において継続してサービスを提供している事業所・施設を対象とする。 3. 国、市町村の直営の事業所・施設は対象外。	郵送のみ 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金事務局宛 〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8階	令和8年5月29日(金) (必着)	福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金事務局 〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8階 TEL：050-1746-7756 平日9：00～17:00	福岡県ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/bukkakoutou-kaigo2025.html 
2	福岡県介護施設等に対する食料品購入費等補助金 ※医療・介護等支援パッケージ	福岡県	国の令和7年度総合経済対策「医療・介護等支援パッケージ」を活用し、介護施設等における食料品購入費や給食委託費に対し補助金を交付するもの。(国の事業名：介護施設等に対するサービス継続支援事業) ※ 県内に所在する右記の介護施設等が対象。	・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・短期入所生活介護	定員1名あたり12,000円 ※ 上記の額の範囲内で、補助対象経費として実際に支出した額を交付する。(補助率10/10) ※ 定員数は、令和7年4月1日(同日以降に開設等した施設は開設時)時点の定員数とする。 ※ 短期入所生活介護は空床利用型を除く。	【補助対象経費】 ・食事提供をするために要する食料品の購入費(給食を外部に委託している場合は当該委託費も対象) ※ 交付の決定後の支出のみが補助の対象。 また、施設職員の労務費(人件費)は補助対象外。 【留意事項】 1. 事業完了後に実績報告書の提出が必要。 2. 申請日時点で休廃止の予定がある施設は対象外。	郵送のみ 福岡県介護施設等に対する食料品購入費等補助金事務局宛 〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8階	令和8年5月29日(金) (必着) 実績報告の提出期間：事業完了後1か月以内又は令和8年7月31日のいずれか早い日まで	福岡県介護施設等に対する食料品購入費等補助金事務局 〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8階 TEL：050-1752-6257 平日9：00～17:00	福岡県ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/syokuzai2025.html 
3	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 ※医療・介護等支援パッケージ	福岡県	介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、令和8年度介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うもの。	処遇改善加算を取得し、職場環境改善等に向けた取組を実施する事業所 ①居宅系サービス(訪問介護・通所介護等) ②施設系サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設等) ③訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援、介護予防支援	賃金の引き上げ分 職場環境改善のための研修費等 補助要件 処遇改善加算を取得している事業者(注③の処遇改善加算対象外サービスについては加算に準ずる要件を満たす事業者) 処遇改善加算を取得しており、生産性向上等に取り組む事業者 処遇改善加算を取得しており、職場環境改善に取り組む事業者 対象職員 介護従事者(ケアマネ等含む) 介護職員 介護職員 補助単価 60,000円相当 30,000円相当 24,000円相当 10,000円×6月分 5,000円×6月分 5,000円×6月分	【補助対象経費】 1. 賃金改善経費 ・基本給、手当、賞与等の改善に係る経費 2. 職場環境改善等経費 ・職場環境改善等のための取組を実施するための経費 【留意事項】 1. 事業完了後に実績報告書の提出が必要。 2. 申請日時点で休廃止の予定がある施設は対象外。	電子申請 https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/26koreishien-inquiry	令和8年4月15日(水)	○計画書の提出 麻生教育サービス株式会社(県の委託業者) https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/26koreishien-inquiry ○本事業の内容 厚生労働省相談窓口 TEL：050-3733-0222 9:00～18:00(土日含む) ○賃金配分方法、算定要件(社労士無料相談フォーム) https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp	福岡県ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/7-8chinage.html 
4	福岡県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金 ※医療・介護等支援パッケージ 福岡県では現在、本事業の補正予算案を令和8年2月の福岡県議会に上程中です。そのため、議会における予算案の審議状況によっては記載内容が変わることがありますのでご了承ください。	福岡県	国の令和7年度総合経済対策「医療・介護等支援パッケージ」を活用し、介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう訪問・送迎に係る移動経費や将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対し補助金を交付するもの。(国の事業名：介護事業所等に対するサービス継続支援事業) ※ 県内に所在する右記の介護施設等が対象。	訪問介護 1事業所あたり200,000円～500,000円 ※集合住宅併設型、1月あたりの延べ訪問回数により決定 通所介護 1事業所あたり200,000円～400,000円 ※1月あたりの延べ利用者数により決定 ・介護老人福祉施設(地密着) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護 ・養護、軽費老人ホーム 上記以外の事業所、施設 1事業所あたり200,000円	1事業所あたり200,000円～500,000円 定員1名あたり6,000円 ※ 短期入所生活介護は空床利用型を除く。 1事業所あたり200,000円 ※ 上記の額の範囲内で、補助対象経費として実際に支出した額を交付する。(補助率10/10) ※ 訪問介護、通所介護については、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断(10月以降に開設した事業所等については、開設後から申請時までの報酬請求実績等で判断) ※ 定員数は、令和7年4月1日(同日以降に開設等した施設は開設時)時点の定員数とする。	【補助対象経費】 1. 介護サービスを円滑に継続するため、介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用(例)移動に伴い必要となる経費、猛暑対策用品の購入等経費、入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費、居室や浴室等における温度管理等に必要な設備・物品等の購入等経費 2. 災害備蓄等への対応として、介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用(例)食料品等の備蓄物資、ポータブル電源、簡易トイレ等購入等経費 【留意事項】 1. 県の案内前に購入した物品等については補助対象外。 2. 現時点で詳細については未定のため、決まり次第周知予定。	詳細未定	詳細未定	詳細未定	福岡県ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/keizokushien2025.html 